

日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定

日本国政府及びオーストラリア政府（以下「両当事国政府」という。）は、

日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における後方支援の分野で提供される物品又は役務（以下「物品又は役務」という。）の相互の提供に関する枠組みを設けることが、日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間の緊密な協力を促進することを認識し、

このような枠組みを設けることが、国際連合平和維持活動、人道的な国際救援活動及びその他の活動において日本国の自衛隊及びオーストラリア国防軍がそれぞれの役割を一層効率的に果たしていくことを促進し、国際連合を中心とした国際平和のための努力に積極的に寄与することを理解して、
次のとおり協定した。

第一条

1 この協定は、次に掲げる活動に必要な物品又は役務の日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間に

における相互の提供に関する基本的な条件を定めることを目的とする。

a 日本国の自衛隊及びオーストラリア国防軍の双方の参加を得て行われる訓練

b 国際連合平和維持活動、人道的な国際救援活動又はいずれかの当事国政府の国若しくは第三国の領域における大規模災害への対処のための活動

c 外国での緊急事態における自国民又は、適当な場合には、その他の者の退去のための輸送

d 連絡調整その他の日常的な活動（いずれか一方の当事国政府の部隊の艦船又は航空機による他方の当事国政府の国の領域内の施設への訪問を含む）。ただし、いずれかの当事国政府の部隊が単独で行う訓練を除く。

2 この協定は、相互主義の原則に基づく物品又は役務の提供のための枠組みについて定める。

3 この協定に基づいて行われる物品又は役務の要請、提供、受領及び決済については、日本国の自衛隊及びオーストラリア国防軍が実施する。

第二条

1 いずれか一方の当事国政府が、日本国の自衛隊又はオーストラリア国防軍により実施される前条1に掲

げる活動のために必要な物品又は役務の提供を他方の当事国政府に対してこの協定に基づいて要請する場合には、当該他方の当事国政府は、その権限の範囲内で、要請された物品又は役務を提供することができ
る。

2 この条の規定に基づいて提供される物品又は役務は、次に掲げる区分に係るものとする。

食料、水、宿泊、輸送（空輸を含む。）、燃料・油脂・潤滑油、被服、通信、衛生業務、基地支援、保管、施設の利用、訓練業務、部品・構成品、修理・整備及び空港・港湾業務

それぞれの区分に係る物品又は役務については、付表において定める。

3 2の規定については、日本国の自衛隊又はオーストラリア国防軍による武器又は弾薬の提供が含まれるものと解してはならない。

4 日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における物品又は役務の提供は、それぞれの国の法令に従って行われる。

第三条

1 この協定に基づいて提供される物品又は役務の使用は、国際連合憲章と両立するものでなければならな

い。

2 この協定に基づいて物品又は役務を受領した当事国政府（以下「受領当事国政府」という。）は、当該物品又は役務を提供した当事国政府（以下「提供当事国政府」という。）の書面による事前の同意を得ないで、一時的であれ又は永続的であれ、いかなる手段によっても、当該物品又は役務を受領当事国政府の部隊以外の者に移転してはならない。

第四条

1 この協定に基づく物品の提供に係る決済の手續は、次のとおりとする。

a 受領当事国政府は、提供当事国政府にとって満足のできる状態及び方法で当該物品を返還する。ただし、bの規定の適用を妨げるものではない。

b 提供された物品が消耗品である場合又は受領当事国政府が当該物品を提供当事国政府にとって満足のできる状態及び方法で返還することができない場合は、受領当事国政府は、同種、同等及び同量の物品を提供当事国政府にとって満足のできる状態及び方法で返還する。ただし、cの規定の適用を妨げるものではない。

c 受領当事国政府が提供された物品と同種、同等及び同量の物品を提供当事国政府にとって満足のできる状態及び方法で返還することができない場合は、受領当事国政府は、提供当事国政府の指定する通貨により償還する。

2 この協定に基づく役務の提供に係る決済については、提供当事国政府の指定する通貨により提供された役務を償還するか又は同種であり、かつ、同等の価値を有する役務を提供することによって決済する。決済の方法については、当該役務が提供される前に両当事国政府の間で合意する。

3 いずれの当事国政府も、それぞれの国の法律が許容する範囲内において、この協定に基づいて提供される物品又は役務に対して内国税を課さない。

第五条

1 この協定に基づいて行われる物品又は役務の相互の提供については、この協定に従属し、条件の補足的な細目及び手続であつてこの協定を実施するためのものを定める手続取決め（その修正を含む。）に従つて実施される。手続取決めは、両当事国政府の権限のある当局の間で作成される。

2 前条1c及び2の規定に従つて償還される物品又は役務の価格は、手続取決めに定める関連規定に基づ

いて決定される。

第六条

1 この協定の規定は、千九百五十四年二月十九日に署名された日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定に基づいて国際連合の軍隊を構成する部隊として行動するオーストラリア国防軍が実施するいかなる活動にも適用されない。

2 両当事国政府は、この協定の実施に関し相互に緊密に協議する。

3 この協定及び手続取決めの解釈又は適用に関するいかなる事項も、両当事国政府の間の協議によつてのみ解決されるものとする。

4 両当事国政府の権限のある当局は、手続取決めに規定する手続に従い、この協定の実施に関して生ずる紛争を解決するものとする。

5 4の規定に従つて紛争を解決することができない場合には、当該紛争は、3の規定に従つて解決されるものとする。

第七条

1 この協定は、両当事国政府がこの協定の効力発生に必要な自己の内部手続を完了した旨を相互に通告する外交上の公文を交換した日に効力を生ずる。この協定は、十年間効力を有するものとし、その後は、いずれか一方の当事国政府がそれぞれの十年の期間が満了する六箇月以上前に他方の当事国政府に対してこの協定を終了させる意思を書面により通告しない限り、順次それぞれ十年の期間、自動的に効力を延長されるものとする。

2 1の規定にかかわらず、各当事国政府は、他方の当事国政府に対して一年前に書面により通告することによって、いつでもこの協定を終了させることができる。

3 この協定は、両当事国政府の間の書面による合意によって改正することができる。

4 この協定の終了の後においても、この協定に基づいて実施された物品又は役務の相互の提供に関し、第三条から第五条まで及び前条3から5までの規定は、引き続き効力を有する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千十年五月十九日に東京で、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

岡田克也

オーストラリア政府のために

ジョン・フオークナー

付表

| 区分 | |
|------------|----------------------------------------------|
| 食料 | 食料、食事の提供、調理器具及びこれらに類するもの |
| 水 | 水、給水、給水に必要な用具及びこれらに類するもの |
| 宿泊 | 宿泊設備及び入浴設備の利用、寝具類並びにこれらに類するもの |
| 輸送（空輸を含む。） | 人又は物の輸送、輸送用資材及びこれらに類するもの |
| 燃料・油脂・潤滑油 | 燃料、油脂及び潤滑油、給油、給油に必要な用具並びにこれらに類するもの |
| 被服 | 被服、被服の補修及びこれらに類するもの |
| 通信 | 通信設備の利用、通信支援、通信機器及びこれらに類するもの |
| 衛生業務 | 診療、衛生機具及びこれらに類するもの |
| 基地支援 | 廃棄物の収集及び処理、洗濯、給電、環境面の支援、消毒機具及び消毒並びにこれらに類するもの |
| 保管 | 倉庫又は冷蔵貯蔵室における一時的保管及びこれに類するもの |
| 施設の利用 | 建物、施設及び土地の一時的利用並びにこれらに類するもの |
| 訓練業務 | 指導員の派遣、教育訓練用資材、訓練用消耗品及びこれらに類するもの |
| 部品・構成品 | 軍用航空機、軍用車両及び軍用船舶の部品又は構成品並びにこれらに類するもの |
| 修理・整備 | 修理及び整備、修理及び整備用機器並びにこれらに類するもの |
| 空港・港湾業務 | 航空機の離発着及び艦船の出入港に対する支援、積卸作業並びにこれらに類するもの |